

中部運輸局自動車交通部

令和元年6月28日14時00分発表

連絡先
中部運輸局自動車交通部
自動車監査官 岡田、金森
TEL 052-952-8038

中部運輸局愛知運輸支局
監査担当 本田、岡本
TEL 052-351-5313

乗合バス事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対し監査を実施した結果、道路運送法等関係法令に違反する事実を確認したことから、事業用自動車の使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1 行政処分対象事業者及び営業所

事業者名：知多乗合株式会社
住所：愛知県半田市住吉町2丁目163-7
代表者：勝田厚秀
営業所：東海営業所
営業所所在地：愛知県東海市加木屋町西御門39番地の1

2 行政処分等の概要

処分日：令和元年6月28日付け
処分内容：事業用自動車の使用停止 20日間（1両×20日間）
及び文書警告

3 違反内容及び違反条項

①運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第21条の1）

②4週間を平均した1週間当たりの拘束時間及び休日労働の限度について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第21条の1）

③乗務等の記録の記載事項が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第25条の1）

- ④運転基準図を作成していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)
- ⑤主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- ⑥運転者に対する指導監督の記録をしていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- ⑦国土交通省告示で定める特定の運転者(死亡事故等惹起運転者)に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

- 4 行政処分事業者に対する違反点数付与状況(中部運輸局管内)
- | | |
|--------------------|----|
| 当該行政処分等により付された違反点数 | 2点 |
| 当該事業者の累積違反点数 | 3点 |

以上